

平成17年度中央環境審議会（第1回）
自然環境・野生生物部会
会議録（案）

1. 日 時 平成17年10月28日（金）10:10～12:15

2. 場 所 ホテルフロラシオン青山「はごろも」

3. 出席者

（合同部会長）

熊谷 洋一

（委員）

安達 瞳子

石井 信夫

石原 收

市田 則孝

大井 玄

大澤 雅彦

大塚 直

栢原 英郎

川名 英子

栗田 亘

小塚 茂

齋藤 勝

桜井 泰憲

佐々木洋平

篠原 修

白幡洋三郎

瀬田 信哉

立花 直美

田部井淳子

中道 宏

服部 明世

浜本 奈鼓

速水 亨

原 重一

増井 光子

森戸 哲

森本 幸裕

山岸 哲

鷺谷いづみ

渡辺 修

和里田義雄（五十音順、敬称略）

（事務局）

環境省自然環境局長、大臣官房審議官（自然環境担当）、

自然環境計画課長、野生生物課長他

外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省

（その他報告者）

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課長、

神奈川県秦野市環境農政部長

4. 議 事

【事務局】 それでは定刻を少し過ぎましたけれども、ただいまより中央環境審議会第1回自然環境・野生生物合同部会を開催させていただきたいと思っております。

会議に先立ちまして、本日の出席委員のご報告をいたします。本日出席いただく予定としておりました岡島委員と磯部委員につきましては、欠席という連絡がございました。本日の所属委員49名のうち、過半数の26名の委員にご出席をいただいておりますので、中央環境審議会令第7条第3項により準用する同条第1項の規定に基づき定足数を満たしており、本部会は成立しております。

なお、中央環境審議会の委員につきましては、任期満了によりまして、本年1月6日付で新たに任命が行われております。このため、中央環境審議会令第6条に基づきまして、

8月10日付で鈴木会長より各部会所属委員の指名とともに、熊谷委員の当合同部会長への指名が行われております。

本日は、その後、初めての合同部会でございますので、新たに合同部会に参画をいただくこととなりました委員をここでご紹介させていただきます。

石井信夫委員でございます。

石原収委員でございます。

栗田亘委員でございます。

桜井泰憲委員でございます。

中道宏委員でございます。

浜本奈鼓委員でございます。

原重一委員でございます。

以上でございます。

本日はご都合により欠席されておりますが、磯崎博司委員、石井実委員、山極壽一委員につきましても、新たにご参画をいただいております。

続きまして、事務局側出席者を紹介させていただきます。

環境省自然環境局長の南川でございます。

大臣官房審議官の黒田でございます。

自然環境計画課長の阿部でございます。

野生生物課長の名執でございます。

自然環境計画課生物多様性企画官の亀澤でございます。

次に、本日の審議のためにお手元にお配りしている資料でございますが、今、お手元に置いてあります座席表、その下に議事次第、それから当部会の名簿、その下に配付資料一覧でございますけれども、この配付資料一覧の資料1から4までの9種類の資料になっております。あと、参考といたしまして、お手元に3種類資料をお配りしてございますが、本日の審議の際にご参考にさせていただければと思います。部数の関係で、終了後にはそのまま置いていただいて、回収させていただきたいと思っております。配付もれ等がございましたら、事務局の方へお申しつけください。

それでは、これよりの進行につきましては、熊谷部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

【熊谷部会長】 それでは、これより自然環境野生生物合同部会を開催いたします。

本合同部会では、昨年に引き続き、生物多様性国家戦略に基づく関係省庁の施策の進捗状況について点検を行ってまいります。皆様のご理解とご協力を賜りまして、円滑な運営をしてまいりたいと存じます。

なお、本合同部会は公開とし、会議録はご出席の委員の了承を得た上で公開することにしたいと思っておりますので、この点につきましてもご理解いただきますようお願いを

いたします。

それでは、議事に入ります前に、南川自然環境局長より一言ごあいさつをお願いいたします。

【南川自然環境局長】 おはようございます。自然環境局長の南川でございます。何人かの方に既にあいさつさせていただきましたが、私自身は3回目の自然環境関係の仕事でございます。ぜひ私なりに思い切った対応をこれからとっていきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

地下鉄の事故もあつたりしまして、大変な中でございましたが、多くの先生方に集まっていたいただきまして、本当にありがとうございます。

本日でございますけれども、平成14年の3月に策定いたしました国家戦略の点検ということで開催するわけでございます。今年が3回目の点検ということになるわけでございます。

この合同部会におきましては、去年に続きまして、国家戦略に基づく関係省庁の施策の実施状況について点検した結果などを、今日と来月の29日の2回に分けて報告をさせていただきますまして、ご審議を賜ればと思います。

この点検でございますけれども、当然ながら近い将来の国家戦略の見直しということになるわけでございます。また、この審議会、大きい意味の中央環境審議会の中では、環境基本計画というものの審議も別途行われているところでございます。これは自然環境の問題を含めて横割の議論が相当なされているところでございまして、また、そういった全体の中央環境審議会の動向についても、いろいろな機会を見つけてご報告をさせていただきたいと思っております。

それから、本日の報告でございます。国の関係はたまたま環境省の方からまとめて説明をさせていただきますけれども、当然ながら施策の中身は各省協力してやっているわけでございます。本日も国交省、農水省、外務省、文科省の方々にも来ていただいておりますので、後ほど質疑を行っていただければと思うところでございます。

また、前回の点検におきまして、国だけではなくて地方の取組も把握すべきだというご指摘をいただいておりますので、特に先進的な取組をされております滋賀県、神奈川県の秦野市、この2公共団体から具体的なお話をお伺いしたいと思います。

さらに、これまで1、2回目の点検を通じまして、生物多様性あるいは国家戦略の一層の普及啓発が必要だという意見もございました。これにつきましては環境ジャーナリストの会の皆さんの協力も得て幾つかの取組をして参りました。これも次回、ぜひご報告をさせていただきたいと思うところでございます。

本日は活発な議論、どうぞよろしくお願いいたします。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、この部会の役割でございますが、関係省庁の施策の進捗状況について、生物多様性の観点から点検し、必要に応じて、その後の施策の方向について意見を述べるところでございます。

まず始めに環境省から、第3回点検結果の概要についてご報告をいただきます。

加えまして、前回までの点検にてお話が出ております、自然環境情報における省庁連携の取組、これにつきまして環境省生物多様性センターから説明があります。

その後、国以外の取組として、今回は都道府県の取組を滋賀県の方から、市町村の取組を秦野市の方から直接ご報告いただくことにしております。あわせて1時間半ほどの報告となる見込みでございます。

なお、ご意見やご質問等につきましては、これら一連の報告が終わった後とさせていただきます。

それではまず、第3回点検結果の概要について、事務局よりお願いをいたします。

【亀澤生物多様性企画官】では、私から資料1の冊子、新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第3回）、この内容について、パワーポイントでかいつまんでご説明をさせていただきたいと思っております。画面も遠いので、パワーポイントの打ち出しを資料4-1として用意しておりますので、それもあわせてご覧いただきたいと思います。

では、座って失礼させていただきます。

まず、今回の第3回の点検の流れをご説明をいたします。16年度末である3月には、各省庁で点検の作業を始めました。4月に入ってから関係省庁の担当者会議を開きまして、スケジュール等の確認をいたしました。

点検の対象範囲は、基本的には16年度の取組ですが、できるだけ今年度の前半の取組についても対象としているところです。

各省で作業を行いました結果を夏ごろまでに取りまとめたわけですが、その結果を9月の9日から29日の間でパブリックコメントを行いました。最終的に、昨日ですけれども、関係省庁連絡会議を開いて、この点検を取りまとめたわけですが、その間、8月には、合同部会の先生方には栃木県にある農林水産省あるいは国土交通省の事業の現地をご覧いただきました。

点検結果の審議につきましては、本日と11月の29日の2回に分けて、昨年同様の形でご報告をしたいと思っております。

点検の結果、このまとめた冊子、資料1の構成ですが、これも昨年と同じような形にしておりますけれども、目次から抜粋をしております。1番目といたしましては、第1回目、第2回目の点検の際にいろいろご意見をいただいておりますので、それらへの対応状況。一つは、生物多様性及び新国家戦略の理念の進化と普及啓発について、それから関係省庁が実施している環境調査についてという項目を設けております。

それから2番目といたしまして、生物多様性の3つの危機というのを戦略で掲げており

ますので、それに対する対応について記しております。

3つ目といたしまして、主要テーマ7つを戦略で掲げておりますが、それぞれに対応する点検の結果を掲げております。

その後、各個別の施策、具体的な施策の転換に関する点検結果を掲げております。

今回の点検の報告事項、部会でのご報告の流れでございますが、先ほど申しましたように、2回の部会に分けてご説明をする予定にしておりますが、まず本日は、国家戦略の点検として、これまでの意見の対応状況、施策の進捗状況、パブコメの結果について私からこのパワーポイントでご説明をさせていただきます。

それから、第2回の点検以降の国の制度面での新たな取組として、去年は文化財保護法、それから緑地保全法の改正についてご報告をいたしましたが、今年は6月に外来生物法が施行されておりますので、その後の施行状況も含めて、後ほど野生生物課長からご説明をさせていただきます。

その後、第1回の点検のときからご指摘をいただいておりますが、自然環境情報における各省の連携の取組についてご報告をいたします。

さらにその後、地方公共団体による先進な取組として、滋賀県さん、秦野市さんからご報告をいただくことにしております。

それから、11月29日に予定している第2回目の部会では、まず、1回目、2回目の点検を通じて生物多様性の認識向上に向けた普及啓発が足りないというようなご指摘をいただいております、これについては幾つかの取組を始めておりますので、その一つとして環境ジャーナリストの会の方々と連携をした取組についてご報告をいたします。

それから、地域における取組の推進についてもご指摘をいただいておりますので、各フィールドごとに活動しているNPOを、そのNPOをつなぐ全国的なネットワークがございますので、その団体の方からお話をお聞きしたいと思っております。

その後、全体を通じた点検結果の審議をいただくこととしております。もちろん本日も、時間のある範囲でご意見、ご質問をいただければというふうに思っております。

では、資料1の内容に入っていきますが、まず、「はじめに」のところにも掲げておりますが、これまでの点検における主な意見として、第1回目では、地方公共団体、企業、民間団体の取組についても点検が重要であるというような指摘もいただいております。

それから、関係省庁が実施している環境調査について、連携が図られるような枠組みの整備が必要であること、そして国家戦略の普及啓発に努めるべきこと、多様性の理念について議論を深めることといったような意見をいただいております。

それから2回目では、1回目と重なる部分もありますが、多様性について具体的な認識を高める戦略が必要であること、さらには地方公共団体の取組が大事なことで、地方公共団体に対する普及・啓発の実施も重要であること、そして地域における取組については、地域のコーディネーターの機能を強化すべきことや、専門家がかかわる体制づくりが重要で

あると、そういったご指摘をいただいているところでございます。

そうしたご指摘に対する対応状況についてご説明をいたします。

まず、資料の方で言いますと2ページになりますが、国民一般への普及啓発ということで、一つは、環境ジャーナリストの会のメンバーの方々と構成する生物多様性研究会が中心となりまして、生物分野だけでなく、文化、芸術、哲学といった幅広いジャンルの有識者の方々にインタビューを行いまして、生物多様性といいますか、それぞれの方々の人生と自然というような観点からインタビューをする企画を行い、時事通信社の「世界週報」とか「山と渓谷」に連載をしているところでございます。これについては、第2回で具体的にご報告をさせていただきたいと思っております。

インタビューの対象者につきましては、資料の3ページに掲げております。

それから、むしろ若い人たちが自然への関心がなくなっていると。若い人ほど自然への関心が薄くて、植物の名前を知らないとか、そういったご指摘もございましたので、中高生を対象とした副読本といったものを今作成をしております、今年度中に出版したいというふうに考えております。

それから、4ページの方になりますけれども、地方公共団体等への普及啓発が必要であるというところで、これにつきましては環境省における自然環境研修、環境教育研修、自然解説指導者育成事業等、さらには国土交通省における河川環境研修などを通じて、その中で都道府県や市町村の職員の方々への普及啓発を行っているところです。これについては、これで十分ということではありませんので、さらに充実を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、これまでの意見の対応状況の2番目として、資料でいうと5ページから8ページに掲げておりますが、環境省、農林水産省、林野庁、国土交通省による生物調査、これの重ね合わせの状況につきまして、第2回の点検の時点では各省のデータの保存形式に違いがあって、相互のやり取りのためには変換の作業が課題であるというようなことで、途中経過で終わってございましたが、その後、作業いたしまして、GISデータとして、各所管のデータの相互利用が可能なのが確認できております。この点については、後ほど生物多様性センターの方からご報告をいたします。

続きまして、意見への対応として、地方公共団体、企業、市民団体による取組が重要というようなご指摘をいただいております。これにつきましては国家戦略は国が策定をするものですが、その実効性を高める上で、地方あるいは民間の取組を把握することは不可欠だというふうに考えておりますが、実はこの報告書の中では点検として取り込めておりません。それにつきましては戦略への位置づけ方の問題とか、あるいはどのように地方、民間の情報を体系的に把握をしていくか。アンケートを1枚流せばいいというものでもありませんので、そういった問題もありまして、今後この辺の問題につきましては大きな課題というふうに考えて、さらに引き続き勉強をしていきたいというふうに思っております。

そういう中で、先進的な事例はございますので、本日は滋賀県さんから外来種対策で効果を上げている琵琶湖ルールのお話ですとか、ヨシの群落保全などについてお話をいただきたいと思ひますし、秦野市さんからは、里地里山の保全再生で熱心な取組をされておりますので、それについてご紹介をいただきたいというふうを考えております。

それから、地域における取組の推進に関しましては、まずコーディネーター機能を強化すべきだということで、これにつきましては第2回の部会でご報告をさせていただきますが、いろんなフィールドでいろんなNPOが盛んに活動をされているわけですが、それぞれのフィールドごとに全国的ネットワークというべき団体があります。そういう団体の方から活動内容についてご報告をいただきたいというふうに思っております。その中でいろんな本の出版なども行っているところでございます。

それから、専門家の関与につきましては、従来から環境カウンセラー登録制度とか、あるいは環境アセスにおける専門家の関与、自然再生事業における専門家の参画、エコツーリズムのモデル事業における専門家の派遣というようなことを進めておりますが、これについても引き続き充実をさせていきたいというふうに考えております。

続きまして、3つの危機への対応について簡単にご説明を申し上げます。

まず、第1の危機、これは人間活動による生態系の破壊等の問題でございますが、これにつきましては保護地域の拡大、自然再生の推進ということで、国立公園の拡張ですとか、鳥獣保護区の拡張あるいは保安林、保護林の指定といった形で対応を進めております。

それから、今年7月には、知床が世界自然遺産に登録をされましたし、ラムサールの登録湿地につきましては、来月には締約国会議で20カ所が増える予定でございます。

それから、自然再生推進法に基づく協議会が徐々に増えてきておりまして、この1年間で8カ所増えて、16地区で設立をされております。

そういう状況でありまして、今後の課題といたしましては、それぞれの保護地域間を有機的につなぐ国土レベルあるいは地方のレベルでの生態系ネットワークの形成、これが課題であろうかと考えております。

続きまして、第2の危機、これは里地里山等における人為の働きかけの後退によるものですが、これへの対応といたしましては、各省庁で里地里山の保全・再生のための様々な事業が開始をされております。

課題といたしましては、人為の働きが減ったことに対して危機が訪れているということですので、これに対応する形で、人為的な管理、利用のための新たな仕組みをどのように構築していくかというのが課題ですが、そのためにもいろんな制度や事業といったツールが5つありますので、さらに活用を進めて、いろいろな事例を各地で積み重ねていくことが重要だと考えております。

続きまして、第3の危機、これは外来生物等による生態系の攪乱の問題ですが、先ほど申し上げましたように、外来生物法が今年の6月から施行されておりまして、それに基づ

く種の指定を第一次が37種、第二次も42種の選定をいたしまして、今年中に指定をする見込みであります。

それから、具体的な防除の取組につきましても、各地でモデル事業等で取組を進めているところです。この法律自体、施行されたばかりですので、水際の体制あるいはその防除の手法の確立も含めまして、効果的な施行体制を強化していきたいと考えております。

続きまして、戦略で掲げております7つの主要テーマ別の取り扱い方針、これに関する点検結果について簡単にご報告を申し上げます。

7つは、ここに掲げました重要地域の保全と生態的ネットワーク、里地里山の保全と持続可能な利用、湿原・干潟等湿地の保全、自然の再生・修復、野生生物の保護・管理、自然環境データの整備、効果的な保全手法という7つでございますが、まず点検の方法といたしましては、これも前回の点検のときと同じような形ですが、実施状況を簡潔に記述をした上で、戦略上の目標を抜き出して、それに対応する進捗状況を × でわかりやすくつけております。

それから、数値から見た施策の進展状況もつけておりまして、分野ごとの施策の進捗状況をわかりやすく整理をしているところでございます。

全体的に×というのはありません。すべて着手をしております。項目を数えますと87ありますが、そのほとんどは実施中でございますが、幾つか、5つほどですけれども、具体化に向けてなお検討中のものがございました。

まず1番目の重要地域の保全と生態的ネットワークの形成に関しましては、足摺宇和海国立公園で海中公園地区を新規に指定をしたり、拡張をしたりしたほか、水郷筑波の国立公園の拡張、それから国指定の鳥獣保護区の新規指定、これは沖縄県の大東諸島あるいは青森県の仏沼、宮城県の大栗沼とその周辺の水田といったところで新規に指定をいたしました。

それから、国有林の優れた自然環境を保全するための保護林につきましては、新規と拡張をあわせて2,000ヘクタールほど指定をしております。

それから、保安林につきましても計画的に指定を進めているところでございます。

国際的な動きといたしましても、知床が世界自然遺産としてこの7月に登録をされておりますし、ラムサール条約では来月に20カ所が増える予定でございます。

それから、生態的ネットワークの形成に関しましては、現在、農林水産省、国土交通省、環境省が連携をいたしまして、ネットワーク計画の策定の方法論等についての調査を実施をしているところでございます。

2番目の里地里山の保全と持続可能な利用、ここでは先ほども掲げましたけれども、各省でいろんな事業が開始されております。いろんなメニューが出そろいつつあるという状況ですので、各地での事例を今後積み重ねていきたいと。横の連携も図りながら取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

各省の具体的な事業について簡単に触れますと、環境省では、モデル地域を設けまして、4つのモデル地域で、行政だけでなく住民の方々あるいはNPOの方々、専門家のなど、多様な主体が参画をして、里地里山の保全に向けた体制づくりに取り組んでいるところでございます。

それから文化庁では、昨年報告をいたしましたように、棚田、里山など農林水産業に関連する文化的景観を文化財と位置づける文化財保護法の改正を行いました。この指定はこれからという状況ではありますけれども、モデル地域を設けまして、それぞれの地域で文化的な景観の保護のあり方について具体的に検討を始めたところです。

それから農林水産省では、この画面でもいろいろな事業がありますけれども、こういういろいろな事業や調査、そういうものを組み合わせまして、農村地域における身近な自然の保全再生をハード、ソフト両面で支援する取組を始めているところでございます。

それから林野庁では、里山林における間伐の体験事業ですとか、あるいはその健康づくりといった、里山林を利用した活動を支援する事業を実施しております。

さらに国土交通省では、昨年ご報告しました都市緑地法の改正を受けまして、都市公園と里山など、都市近郊の大規模な緑地、これらを一体的に保全する取組を進めているところでございます。

主要テーマ別の3つ目、湿原・干潟等湿地の保全につきましては、1つは国際的な取組でもありますけれども、サンゴ礁保全と持続的な利用のための国際的な枠組みとして、国際サンゴ礁イニシアティブというのがございますが、その事務局をこの7月から日本が引き受けました。パラオ共和国と共同事務局という形での運営を始めたところでございます。

それから、ラムサール条約の湿地に関しては、平成11年の第7回の締約国会議の決議で、登録湿地を倍増するという決議がございましたので、それを受けて我が国も当時の11カ所の登録を倍の22カ所にするというような目標で取り組んでまいりましたが、来月の第9回の締約国会議で新たに20カ所の登録を報告できる見込みとなっております。合計で33カ所ということで、目標を大幅に上回る形で登録できそうです。

その中では、水鳥の生息地だけでなく、尾瀬ですとか、紀伊半島の串本のサンゴのあるところ、あるいは秋吉洞の地下水系ということで、さまざまなタイプの湿地を登録する予定であります。

4番目の自然の再生・修復ですが、これにつきましては、それぞれの地域における自然再生活動が活発になってきておりまして、自然再生法に基づく協議会は、先ほども申しましたが、この1年、前回の点検以降、8カ所が増えておりまして、全体で16カ所と倍増をしております。その中で全体構想がまとまったのが6カ所、さらにそれを踏まえて、具体的な実施計画が2カ所から出てきております。

それから、法律に基づく協議会のほかにもいろいろな取組が各省で行われておりまして、

自然再生のための調査とか事業を155カ所、これは前回点検から33カ所ふえております。

5番目のテーマといたしまして、野生生物の保護管理でございますが、これにつきましては、種の絶滅の回避といたしまして、今年の9月にコウノトリが野生復帰の第一歩として試験放鳥が開始されたことは記憶に新しいところでございますが、トキにつきましても、平成20年の試験放鳥を目指して準備を着々と進めているところでございます。

それから、この対策の基礎となるレッドリスト、この見直し作業を分類群ごとに順次進めておりまして、平成18年を目途に改定をすべく作業をしております。

それから2番目、野生鳥獣の個体群管理システムの確立という点につきましては、各地で農林水産業被害の問題が出てきている一方で、西日本のクマなど孤立する個体群も出てきております。そういう状況の中で検討会を設けまして、今後の鳥獣保護管理のあり方についての課題を昨年12月にまとめまして、それも踏まえて、現在、野生生物部会で具体的な今後の制度等のあり方についてご審議をいただいているところでございます。

それから、外来生物問題につきましては、種の指定を年内には二次指定も行う予定でありますし、各地で防除モデル事業を実施をしております。

それから、ペットの問題も大きな問題ですので、動物愛護管理法を改正いたしまして、外来生物を含む危険動物について、飼養等について許可制を導入し、マイクロチップなどによる個体識別措置を義務づけたところでございます。

それから、ペットの問題につきましては、一般向けに野外には放さないようにというような普及啓発を強化しているところでございます。

この分野につきましては、が3つございまして、個体群管理システムの確立という点では、現在審議をいただいているということもございまして がついております。

それから外来種関係では、貨物とかバラスト水、そういうものについてくる非意図的な侵入に対する予防措置、これについても具体的な対策を検討中ということで がついております。

それから外来種対策で、関係機関の連携体制の確立につきましても、現在、共同のデータベース等の構築を検討しているということで、がついているところでございます。

主要テーマ6番目の自然環境データの整備につきまして、まず自然環境保全基礎調査の質的転換につきましては、平成15年から5年間の予定でモニタリングサイトを1,000カ所の定点観測の体制を整えることを目標としておりますが、昨年報告した時点で120カ所だったサイトを406カ所までふやして、試行的な調査を始めております。

それから植生図、5万分の1でつくってございましたこれまでの植生図を、順次2万5,000分の1より詳しいものに更新をしているところでございます。

それから、情報の共有と公開につきましては、各省の生物データの重ね合わせにつきまして、後ほどご報告を詳しくさせていただきます。

それから7つ目、効果的な保全手法につきましては、まず1番目、さまざまな手法の活用のところでは、環境教育推進法に基づく基本方針をことしの9月に閣議決定をいたしまして、人材認定等事業の登録制度の運用を開始したところでございます。

それから、環境アセスメントの充実という点に関しましては、アセス法に基づく基本的事項というのがございますが、これをことしの3月に改正をいたしまして、これまではアセスの標準項目とこういう位置づけだったことによって、かえって画一的になっていたきらいがありますので、標準項目と位置づけていたものを参考項目というような位置づけで、各事業ごとにメリハリをつける形でアセスをしてくださいという形にいたしました。

それから、評価に至った経緯とか根拠を明確化するというようなことも基本的事項に盛り込みました。

3つ目は国際的な取組、先ほど来申し上げておりますが、国際サンゴ礁イニシアティブの事務局を引き受けたことのほか、ラムサール条約の登録地の増加、知床が世界遺産として登録をされたこと。この他にももちろん各種国際条約の締約国会議等については積極的に参加をしております。

以上が主要テーマごとの点検の結果でございます。

その後、具体的な施策の展開に関する点検結果をつけておりますが、これも昨年同様、個表を設けまして、各省の具体的な施策について個々に点検をして、数値も含めて共通の様式で書いております。各省の施策を網羅的に細かく書いておりますので、これについては後ほどご覧いただければと思います。

以上が点検の結果でございますが、最後にパブリックコメントを9月9日から29日までの間で行いました。その結果、6者、個人及び団体から、29件意見をいただいております。

この概要については、別紙の資料の3で用意をしておりますけれども、点検結果の修正を求めるというものはなくて、いずれも今後の施策を進める上でのご提案ですとか、ご意見でございました。

新しい報告といたしましては、パブコメに関しましては、今まで前回の点検でもこういう意見がございましたという意見の概要だけを載せていたのですが、意見に対する対応方針、そういうものも公表すべきというような意見を今回のパブコメの中でもいただきました。意見をいただいたというようなこともありますし、資料3の中では、具体的にどういうふうに考えるのかというこちらの考え方を丁寧に書き込んだつもりでおります。それもあわせて資料の中に盛り込んで公表するという形をとりました。

以上、点検結果についてご報告をいたしました。

続きまして、国の最近の取組といたしまして、野生生物課長の方から外来生物法の施行状況について説明をさせていただきます。

【名執野生生物課長】 野生生物課長の名執でございます。それでは私の方から、生物多

様性の第3の危機への具体的な対応といたしまして、この6月に外来生物法が施行されましたので、その施行状況についてご説明させていただきます。パワーポイントを用いてご説明いたしますけれども、パワーポイントを打ち出したものを、資料4-2としてお配りしていますので、画面の遠い委員の方はそちらをごらんいただけたらというふうに思います。

外来生物法、正式名称を特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律と言いますが、この内容といたしましては、まず目的といたしましては、外来生物による生態系、人の生命・身体、それから農林水産業に係る被害の防止を目的としております。

海外から人の手によって我が国に持ち込まれた外来生物のうちで、特に我が国の生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす恐れがあるもの、これを侵略的外来生物と言っておりますけれども、これを政令で特定外来生物として指定いたしまして、これについて飼うこと、あるいは輸入することを原則禁止しております。

それから、こういった飼っている特定外来生物を野外に放つこと、これについても例外なく禁止としているところでございます。

それから2点目として、防除でございます。既に野外で被害を及ぼしている外来生物については、国、地方公共団体、民間団体が協力して防除を実施するというような枠組みをつくっております。

それからもう一つ、我が国に入っていないけれども、我が国の生態系に被害を及ぼす恐れのある疑いのある生物については、省令で未判定外来生物というふうに指定いたしまして、原則輸入禁止。輸入の際には届け出をしていただいて、それについて判定を行うというような仕組みを設けているところでございます。

次に、施行の経緯でございますけれども、昨年の通常国会に法案を提出いたしまして成立。その後、基本方針の決定あるいは特定外来生物の第一次の指定を経て、今年6月に施行されたところでございます。6月から飼うことの規制とか防除事業というのが具体的に始まっております。

それから、次の指定に向けても作業が行われておりまして、今年の11月ないし12月に閣議決定をする予定でございます。この第二次については、来年の2月ごろから具体的な規制が開始される予定でございます。

次に、特定外来生物をどんなふうを選定したかということでございますけれども、選定に際しては専門家からの知見を得るために、専門家の会合を設置いたしまして、全体会合のもとに6つの分類群、ほ乳類・鳥類、爬虫類・両生類、魚類、昆虫類、無脊椎動物、植物の6つの分類群のグループを設置して検討していただきました。

第一次としては37種類が選定されて、未判定外来生物もあわせて1,095種選定されております。

それから、第二次の選定候補については42種類を選んでいただきまして、現在、指定に向けてパブコメとかWTO通報といった作業を実施しているところでございます。

続きまして、選定に当たっての考え方ですけれども、外来生物のうち、この法律では特に原則として、明治元年以降に導入された種というものを対象にしております。明治以降というのは、明治以降生物分類学が発達したということ、それから明治以降物流が盛んになったということでそういうことにしております。

それから、被害の考え方としては、例えば生態系等への被害ということでは、捕食、競合あるいは交雑によって在来生物の種の存続に影響を及ぼしたり、あるいは我が国の生態系に重大な影響を及ぼすかどうかということで判断しているところでございます。

被害の判断に際しましては、国内の知見だけでなく、海外の知見も活用しておりまして、例えば我が国の気候等に照らして被害を及ぼす可能性が高いという判断がされたものについて、そういった知見も活用しているところでございます。

それから、生態系への被害防止を第一義としていまして、科学的知見の現状とか適正な執行体制の確保等を考慮しまして、随時選定を行っているところでございます。

第一次の指定候補、37種類でございますけれども、特に早急に対応することが必要とされるものについて選定されました。幾つか例がございますけれども、アライグマ、ソウシチョウ、カミツキガメ、オオクチバス等々、哺乳類から植物までさまざまな生物が指定されております。本年6月から、これら37種類については、輸入とか飼うことなどの規制が始まっているところでございます。

それから、第二次の指定候補、ここに42種類をお示ししてございますけれども、第一次の選定過程で検討していた生物、それからIUCN（国際自然保護連合）で、侵略的外来生物ワースト100というリストがございますけれども、こういった中に入っているものを主体として検討を重ねて選定したものでございます。

第二次指定候補の中には、例えばハリネズミですとかウシガエル、チュウゴクモクズガニは上海ガニとって有名です。それからウチダザリガニといったものが含まれております。これらについてはパブリックコメントの募集を終えまして、WTO通報の期限も2カ月間がやがて過ぎますので、11月から12月にかけて閣議決定いたしまして、来年2月ぐらいから規制が開始されるという予定で進んでいるところでございます。

それから、第二次選定の際、今後継続して検討を行うことが適切な生物についても示されておりまして、一つは緑化生物について、代替植物の入手可能性などについての総合的な検討が必要だということで、関係省庁、環境省、農林水産省、国土交通省によつての調査検討の結果を活用して、今後検討を進めることとされております。

それから、インドクジャク、ミシシippアカミミガメ、ブラウントラウト、アメリカザリガニ、ホテイアオイ、セイタカアワダチソウなど、一定の被害の知見があるものの、条件が整っていないことから、第二次指定を見送った生物については今後重点的に検討する

こととしているところでございます。

それから、外来のクワガタムシでございますけれども、これは指定された場合、大量の遺棄による被害の発生が懸念されておりますので、これについては遺棄防止のための普及啓発を先行的に進めながら、被害に係る科学的知見の集積を図って検討を行うということにされているところでございます。

それから、第一次指定の際から検討を続けておりますセイヨウオオマルハナバチにつきましては、現在実施されている調査研究の成果を活用して、年内を目途に指定について検討することとしているところでございます。

これら特定外来生物につきましては、飼うこと、栽培すること、保管すること、運搬することについては原則禁止としております。学術研究とか動物園の展示などの目的で、主務大臣の許可を受ければ飼うことや輸入することができるという仕組みになっておりますが、これら全部について、野外に放すことについては例外なく禁止しております。

野外に放すことの禁止に違反した場合については、個人であれば300万円以下あるいは3年以下の懲役、法人には1億円以下という、自然環境関連の法令では非常に重い罰則が科せられているところでございます。

それから、防除でございますけれども、第一次指定の特定外来生物のうち、20種について防除の公示、どういった種類について、どういった方法で、どういった場所で防除を行うかという公示をしたところでございまして、現在防除が始められております。地方公共団体とかNPOなどもこの公示の内容に沿って防除に参加することができる仕組みになっているところでございます。国としては、特に被害の大きな特定外来生物から優先的に防除を実施していくこととしているところでございます。

具体的に、環境省がやっている防除事業でございますけれども、奄美大島や沖縄北部のやんばる地域、これは希少な生物がいるところでございます。例えば奄美大島は、アマミノクロウサギがマングースによって捕食されている、あるいはやんばる地域では、ヤンバルクイナが捕食されているということで、こういった国として優先度の高いところからマングースの防除事業を直轄でやっております。

それから、大変話題になりましたオオクチバスにつきましても、防除のモデル事業につきまして、例えば伊豆沼・内沼とか片野鴨池、琵琶湖といったラムサール条約湿地になっている湿地、あるいは羽田沼あるいは蘭牟田池といった種の保存法の生息地保護区になっているところから防除事業をやっているところでございます。

それから、都道府県の防除の取組を推進するために、広範に分布しておりますアライグマ、カミツキガメ、タイワンザルなどにつきまして、環境省で防除のモデル事業を実施いたしまして、それをマニュアルにまとめて、各都道府県にお配りするというふうに考えているところでございます。

外来生物に関する最近の新聞報道でございますけれども、ご案内のとおり、サソリとか

へびとか、そういったニュースが相次いで報道されております。これらすべてが外来生物法の特定外来生物というわけではございませんけれども、ペットで飼育されていた外来生物が逃げたり、捨てられたものではないかという指摘があるところでございます。

こういった事態、環境省では大変重く受けとめて、先月末には外来生物の適正な飼養に係る環境大臣談話を出したところでございます。談話では、ペットを飼育している方に対して、捨てないよう最後まできちんと責任を持って飼うよう求めるということ、それからペットの販売業者に対しても、購入者に対して捨てないというマナーを広めるようお願いしているところでございます。

環境省としては、10月に地方環境事務所が発足いたしましたけれども、今後もこういったところを中心にいたしまして、地域レベルでもキャンペーンを行ったり、ペットショップにチラシを配布するといった普及啓発に努めていきたいというふうに考えております。

それから、あわせて外来生物法のホームページを環境省のホームページの中に示しているところでございます。

それから、あわせて子供向けにもホームページを設けておりまして、飼うときの注意をイラストで示しておりまして、これらのホームページの内容というのは、これからも順次拡充していきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、ホームページに示しております外来生物の被害防止三原則がございませぬけれども、これらの外来生物の問題というのは広範にわたって定着してしまった後では、問題を解決するために多くの金額と時間がかかるということで、その前に予防することが重要だということで、この外来生物被害防止三原則というのを作成いたしました。入れない、捨てない、拡げないという三原則がございませぬけれども、外来生物対策の制度を運用する上での基本として考えておりまして、一般的に適用するルールとして、今後もあらゆる機会をとらえて呼びかけることにしたいというふうに考えてございます。

以上、外来生物法に関する施行状況をご説明いたしました。

【熊谷部会長】 それでは続きまして、自然環境情報における省庁連携の取組について、環境省よりお願いいたします。

【北沢生物多様性センター長】 環境省生物多様性センター長、北沢でございます。よろしくようお願いいたします。

私の方からは資料1の冊子の5ページから8ページに、関係省庁が実施している環境調査についてでございますが、これについての概略をご説明させていただくこととなります。それとは別に、資料4-3として、こちらでもパワーポイントで表示する資料を用意してございますので、それをご覧いただいて、ご説明をさせていただきたいと思っております。着席させていただきます。

まず、経緯を簡単にお話し申し上げまして、それからどのような検討をして、どのような方向性あるいは課題が出てきたかということをご説明いたします。

まず、経緯でございますが、最初の説明にもございましたとおり、第1回の点検の合同部会におきまして、各省庁の自然環境調査について連携を図って、できるだけデータを相互利用し合えることが必要であるというようなご指摘をいただきました。

それを受けまして、関係する省庁でワーキンググループを直ちに平成15年に設置をしまして、どのようなことができるかということを検討してまいりました。

まず、これが資料4-3の2ページでございますけれども、関係する機関、5つの機関の6つの調査について連携を図っていくという基本的な方向性のもとに、まずどのような調査を実施しているかということを確認をし合った上で検討を始めております。

続いて、2の下でございますけれども、検討のテーマ等につきましては、関係省庁の実施する調査結果について相互利用が進むということ、これを基本の目標としまして、概要を把握して、その上で試行的なモデル調査を今回までに実施をしたということになります。

岡山で実施しましたのは、関係する6つの調査がございますけれども、それぞれの一番新しく整備された情報で、なおかついろいろなここに重ね合わせをして議論ができるような場所ということで選ばせていただいております。これの取りまとめは、私どもの生物多様性センターの方で事務局として取りまとめをさせていただきました。

最初に、生物調査の概要についてご紹介をいたします。まず1つ目、環境省で行っております自然環境保全基礎調査、こちらからは植生調査と動植物分布調査、この2つを今回の検討に当たって利用しております。ご存じのとおり、自然環境基礎調査は昭和48年、1973年からですが、自然環境保全法に基づきまして、おおむね5年ごとに自然環境に関する国土全体の状況変化を把握していくということを目的としております。それに基づきまして、植生調査というのを当初の48年から現在に至るまで実施しております。当初は20万分の1の地形図をもとにつくってございましたけれども、その2回目から5万分の1。それから、現在第6回、平成11年からでございますけれども、2万5,000分の1の地形図を使いまして整備をしているということで、基本的にはすべてGISのデータとして整備をしているということになっております。また、現在、段階的でございますけれども、一部のものをGIS情報として提供するというようなことも始めております。

資料の4ページになりますが、こちらに5万分の1の植生図と2万5,000分の1の植生図を、同じ場所を同じ大きさにそろえまして表示したものでございます。左のものに比べますと2万5,000分の1ですので、かなり精度が上がってきたということで、現状に非常に近い形でできるものだと思っております。ここに赤及び青で丸が入っておりますけれども、こちらはその中で種の組成を調べたりということをあわせてやっております。そういうものも使って、今後いろいろな幅広い利用に活用できるのではないかと考えています。基本的にはこれもすべて公表する予定にしております。

続きまして、5ページの動植物分布調査でございます。これは種の多様性調査という形で現在も実施しておりますけれども、我が国に生息する動植物のすべてという視野ではご

ございますけれども、実際としてはすべてを行うのは難しいという状況もございますので、一部について実施をしてきたということでございます。

こちらは基本的には国土のメッシュデータをもとにつくっております。2万5,000分の1の地形図を縦横10等分ずつして、100区画をつくった、その一つずつのメッシュ、3次メッシュというふうに言っておりますけれども、ほぼ1キロ四方、やや横長でございますけれども、そちらごとにそれぞれの種の情報がある、もしくは確認されていなかったというような情報を整理したものでございます。その一例が6ページにございます。こちらは種ではなく、昆虫類で整理をいたしまして、それぞれの地点で何種類確認されているかという形で表を整理しております。これによって出現種が1から6、あるいは58以上という、5つの区分で表示をさせていただいております。

続きまして、7ページでございます。林野庁の方で実施しております森林資源モニタリング調査でございます。こちらは持続可能な森林経営の推進に資するという目的で、森林の現状を把握するというところで実施をしています。国有林については、林野庁の森林管理局、民有林については都道府県が実施をするとしています。

こちらは全国を4キロ間隔で区切って、その格子上の0.1ヘクタールの円形プロット上で実施するというところで、そこが森林でない場合はそこには設置しないという形で整理をしているというふうに聞いております。全国で約1万5,700あるということで、5年周期で1巡していくという調査を平成11年度から開始して、現在2巡目に入っているということでございます。こちらはいろいろな情報の整理、それから公表のあり方についても検討されているという状況ではございますけれども、現実には進んでいるということで、その一つの例として、モデル地域になりました岡山地区でございますが、8ページになります。こちらに森林資源モニタリング調査の実施地点と、それに林齢を表示したものををご用意させていただきました。

続きまして、農村環境情報整備調査、農林水産省の方で実施している調査がございます。こちらは農村地域の生態系との自然環境情報について整理をしております。こちらもち持続可能なという、自然にやさしいといえますか、そういった農村環境をつくるということを目的に、いろいろな土地改良等々に使うための基礎情報として集めるということで、平成14年度から始まっております。平成16年度までに約400カ所実施して、動植物を中心に調査をされているということでございます。こちらもち電子データとして、GISデータとして整備をされているということでございまして、魚類につきまして10ページでございますけれども、先ほどの環境省の昆虫類のデータと同じように、各調査地点でどれだけの魚類が出現しているかというのを図上で表示させていただきました。

続きまして、河川水辺の国勢調査、国土交通省河川局の方で実施している調査でございます。全国109水系の1級河川や主要な2級河川等におきまして、河川環境の整備と保全のために基礎的な資料を収集しております。こちらもち河川法に基づいて、環境の保全あ

るいは親水といったような目的がございますが、そのための調査として実施をされているということで、平成2年から、こちら5年ごとに一巡をしていくということで実施されているということがございます。こちらは動植物を中心とした生物調査と河川の基本的な調査、それから空間利用の実態調査をされているということございまして、調査結果は、基本的には国土交通省河川局さんの方の独自のフォーマットでGIS化をされているということになっております。その一つの例を12ページの方に植生図の状況を整理させていただいております。こちらは縮尺2,500分の1で、かなり細かく調査をされているものがございます。

これらの情報を使いまして、岡山地域におきましてGIS上でデータの重ね合わせというものを実施しております。

ちょっとパワーポイントが動かなくなったので、お手元の資料で14ページでございますけれども、こちら農林水産省で行っています農業農村環境情報整備調査と環境省の自然環境保全基礎調査の種の多様性調査の魚類の方を重ね合わせております。

基本的に図の見方としましては、それぞれ色分けをしております。赤が農業農村の関係で、環境省関係が薄いグレーになっているものございまして、棒の下のところの位置が調査地点、それから高さが出現した種数をあらわしております。

それから次の15ページ、昆虫でございますが、これを見ていただきますと、基本的に空間的に重なっていないところが非常に多いということで、空間的な相互補完の関係にあるだろうということがございます。調査の目的ですとか、調査の内容をきちんと把握した上で、そういう空間的な把握、補完するということが可能だろうと考えております。

それから、数は少ないのですが、同一地点もしくは近接する地点がございます。こういうところにつきましても、先ほどのような調査目的等をきちんと把握をした上で利用すれば、よりその地域における制度の高い情報として活用することが可能であろうということがわかってまいりました。

16ページでございますけれども、こちらは森林資源モニタリング調査と農村環境整備調査と植生調査の状況を、植生調査のうちの種の組成を調べている地点というのを重ね合わせております。こちら先ほど申しましたように、空間的にかなりより補完的な関係にあるだろうということがこちらで読み取っていただけるかと思えます。

17ページに植生調査として、河川水辺の国勢調査と自然環境保全基礎調査の植生調査の重ね合わせを実施しております。こちらより河川区域の詳細な情報を重ね合わせるといって、やはり相互補完的に利用可能であると。ただ、この場合、植生の凡例について一部食い違いといいますが、整理の仕方が違うということがございます。そういう技術的な課題というのもこちらで明らかになっております。

5つ目の事例として、河川水辺の国勢調査と農業農村環境情報整備調査、種の多様性調査を重ね合わせております。こちら先ほどと同じように、空間的な補完関係あるいは同

一地点でのいろいろな制度の確認をしていくという意味での補完関係がこれで使えるということが明らかになってまいりました。

以上、まとめてみますと、試行的な整理をした結果、技術的にGISデータとして重ね合わせすることは基本的には可能であるということが確認をされております。独自フォーマットで行っておられる省庁もございますけれども、そちらも現在相互に互換性のあるデータ形式にするという方向で検討を始めていただいているということでございますので、技術的には可能であるということでございます。

ただし、調査目的、活用方法等が違います。調査手法も、あるいはいろいろな公表段階等も含めて、進行段階が異なるということもございますので、それからここには書いておりませんが、細かな技術的な情報として、今回やってみて、一つ一つのデータを整理するのに非常に手間暇がかかるということがわかっております。そういうものを踏まえまして、どんな形で点検していくことが妥当なのかということを引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【熊谷部会長】 これで、国からの一通りの報告が終了いたしました。

引き続き、地方公共団体の取組ですが、まず都道府県の例として、琵琶湖ルールなど先進的に取組を実施しておられる滋賀県よりご報告をお願いしたいと思います。

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課長の角倉様、よろしくお願いをいたします。

【滋賀県】 ただいまご紹介にあずかりました、滋賀県庁で自然環境保全課長を務めております角倉と申します。本日はこのような場を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

私からは、滋賀県の生物多様性の保全に向けた主な取組について、ごく簡単ではございますが、お手元の資料の4-4と、あと、私ども滋賀県の環境審議会が今年の春に滋賀県の生物多様性の保全を図るための措置のあり方についてということで答申を出しておりますが、その冊子を皆様のお手元にお配りしております。従いまして、本日はこの資料4-4と、あと、こちらの冊子も適宜ご参照いただきながらご説明申し上げたいと存じます。

まず、滋賀県の取組の特徴でございますが、滋賀県の中で特に際立って大きなものとして、琵琶湖というものがあるかと思えます。私ども滋賀県の取組として、現在希少種の保護条例でありますとか、外来種対策条例のようなものは持ってありませんが、代わりに琵琶湖を中心といたしまして、さまざまな野生生物の生息・生育環境の保全再生をいかに図るか、こういった観点に重点を置いてこれまで取り組んでまいったところでございます。

次のスライドでございますが、まず滋賀県の生物多様性の特徴として挙げられますのは、先ほど申し上げましたまず琵琶湖であろうかと思えますが、琵琶湖は特に世界でも屈指の古代湖であるということが特徴で挙げられるかと思えます。歴史としては約400万年の歴史を有しておりまして、世界では3番目の古代湖に属するものでございます。

そういった関係で非常に数多くの固有種が存在するという状況でございまして、滋賀県内で約50種を超える固有種が存在するとともに、琵琶湖を中心に約1万種を超えると言われるさまざまな野生生物が生息・生育しているところでございます。

滋賀県の主な関連する条例・計画の体系でございまして、先ほど申し上げましたように、特段、希少種の保護条例でありますとか、それから外来種条例のようなものはございませんが、特徴として、むしろその生物の生息・生育環境に重点を置き、さらに琵琶湖というものにどうしても重点を置いた形で取り組んでおります。中でもこの中心として挙げられておりますのが、上から2段目のマザーレイク21計画というものを挙げてございます。ここにおきまして琵琶湖を中心としたその自然環境の保全・再生の取組を3本柱の一つとして掲げてございます。

次のスライドをご覧いただければと存じますが、ページ数で申し上げますと、資料4-4の2ページの下の方でございまして、このマザーレイク21計画の中で、今後県として目指すべき将来像というものを、具体的に県民共通のイメージとして掲げているところでございます。

ごく簡単にご紹介させていただきますと、琵琶湖の水は、あたかも手ですくって飲めるように清らかに、満々として。春には、固有種のホンモロコやニゴロブナ等がヤナギの根っこ、ヨシ原、増水した内湖や水路等で産卵し、周囲の山並みや淡緑、淡黄等のやわらかな若葉と、常緑の樹々との鮮やかな彩りをみせ。あと、夏、秋、冬と具体的に書いてございますが、こういったイメージを達成することを目標に掲げております。

次の、お手元の資料の3ページの上でございまして、このマザーレイク21計画におきましては、第1期目標と第2期目標、そして先ほど申し上げましたあるべき姿の3段階構成で目標を掲げてございます。特に生物多様性の保全に関連するものとしたしましては、第1期目標の下の方でございまして、若干見にくくて恐縮でございまして、自然的環境・景観保全の中で、生物生息空間（ビオトープ）をつなぎネットワーク化するための拠点の確保を図りますと。第2期計画の目標といたしまして、このネットワークの骨格をつなぎ、さらに最終的にはあるべき姿に持っていこうということで掲げてございます。

これを具体化するために、マザーレイク21計画の下に、水辺エコトーンマスタープランというものを作成しております。ここでは特に琵琶湖周辺の湖辺域を中心といたしまして、ビオトープネットワークの保全・再生、構築を進めていこうと、こういう目標を掲げてございます。

これに基づく具体的な取組といたしまして、滋賀県におきましては、主に大きく2つの自然再生プロジェクトに取り組んでおります。お手元の資料の次のページの上の方をごらんいただければと思うのですが、琵琶湖の周辺に幾つか、琵琶湖とつながった形で湖がございまして。滋賀県では俗に内湖というふうに申しておりますが、この内湖は高度成長期の中で数多く干拓をされて、かつての姿がない状況にございまして。今ご覧いただいております。

すのが、早崎内湖と言われているものでございまして、琵琶湖の北東の方にあるものでございます。現在は右にご覧いただくように、すべて田んぼという形で干拓をされているものでございます。

この地域につきまして、県におきましては、この干拓地の一部をまたもとの湖といえますか、内湖に戻そうという取組を進めております。具体的には、このかつての早崎内湖干拓地、約89ヘクタールでございますが、この5分の1の田んぼを借り上げまして、ここに常時水をためるということをやっております。

この結果、このプロジェクトを開始して約4年が経過するわけでございますが、田んぼに水を入れて放っておく前と比べまして、鳥類の生息数は大幅にふえ、植物の生息数も大幅にふえている状況でございます。

このお手元の資料の右下の白鳥の写真がございまして、これも早崎内湖の冬の写真でございます。

次のページの上の方をご覧いただければと存じますが、もう一つの代表的な取組として、琵琶湖地球市民の森プロジェクトというものがございまして。これは何かと申しますと、野洲川という川があったのでございまして、これを河川整備の一環としてその一部が廃川となりました。それで、この土地をいかに有効利用するかということで県内で議論した結果、これはすべて将来のために森として残そうと、こういうことでプロジェクトを進めております。具体的には、県民等のボランティアにもご参画いただきながら、毎年植樹を進めておまして、平成17年10月時点で、これまで約1万3,000人の方にご参画いただき、約4万4,000本の植樹を行っているところでございます。

次でございますが、これもまた琵琶湖と関連した話でございますが、魚のゆりかご水田プロジェクトというものをやっております。かつては琵琶湖と水田とが水路でつながっているという関係で、フナが遡上して水田に産卵をします。産卵された卵からふ化した稚魚は、また水路をたどって琵琶湖に戻っていくと。こういうのをごく日常的に見られたわけでございますが、現在は圃場整備等の取組が進む中で、この水の循環が寸断されていると、こういう状況でございます。これをまた復活させるために、排水路の中に堰を人工的に作製いたしまして、魚が自由に遡上できて、またもとに戻れると、こういう取組を進めているところでございます。平成16年度におきましては、約2カ所でこういった水路を設置したところ、増水期におきまして多数のフナが水田に遡上されることが確認され、昨年度におきましては約16万尾の稚魚が水田でふ化し、実際に琵琶湖に戻っていったという結果が出ております。

次をご覧いただければと思いますが、生物環境アドバイザー制度というものをまた別途、滋賀県ではやっております。これは人と自然にやさしい公共事業を実現するため、実際の工事を実施するに当たりまして、生物環境の専門家から指導・助言をいただき、工事の実施に当たって貴重な植物の移植でありますとか、けもの道、魚道などの設置、それからホ

タルなどの生息環境への配慮を進めていくと、こういった取組をしているところでございます。

その次でございますが、これまでの取組はどちらかというところ、琵琶湖にかなり重きを置いた取組でございましたが、昨年4月に滋賀県では琵琶湖森林づくり条例というものを策定いたしました。この中で、さらにこの図の中の右上の方で環境林というものが書いてございますが、今後の森林整備に当たりまして、野生生物の生息場としての森林の機能を高めると、こういったことにも重点を置いて取組を進めるということがうたわれているところでございます。

さらにこの取組を実行あるものとするために、来年4月からでございますが、琵琶湖森林づくり県民税、こういったものを導入することを決定したところでございます。税収の規模は約6億円を予定しているところでございますが、そのうちの相当分につきまして、例えばこの資料の中の針葉樹と広葉樹が混じり合った環境林への転換、さらに里山の環境保全、こういったものを生物多様性の保全という観点も交えながら取組を進めていくと、こういったことを今進めているところでございます。

その次でございますが、滋賀県の琵琶湖の自然環境で特に特徴的なものとして、ヨシの保全再生というものがございまして、かつて滋賀県には、琵琶湖周辺でヨシ原が約260ヘクタールあったわけでございますが、これが平成4年の調査によりまして、約半分の130ヘクタールまでに減ったと、こういった状況がございまして。

こうした状況を受けまして、県では平成4年にヨシ群落保全条例というものを作成し、ヨシ群落の保全を進めるとともに、その造成事業を進めております。平成4年から現在まで、約20ヘクタールのヨシ原を造成したところでございまして、さらに平成22年度までにこれまでの取組にプラスして、さらに20ヘクタールのヨシ原を再生すると、こういった取組を進めているところでございます。

今年度からの取組につきましては、環境省さんからの交付金もいただきながら取組を進めているところでございます。

その次でございますが、外来生物関係についてご説明申し上げたいと思います。

滋賀県では、琵琶湖のレジャー条例というものを作成してございまして、お手元の資料でいきますと8ページでございます。この琵琶湖のレジャーの適正化の中で、ブラックバス釣り、キャッチ・アンド・リリースにつきましても対象にした取組を進めてございます。この中で、ブルーギルやブラックバスの外来魚のリリースを禁止という取組を進めさせていただいているところでございます。

この中で8ページの資料の下の方をご覧くださいと思いますが、この外来魚のリリース禁止を進めていく中で、特に滋賀県で先行的な取組として進めさせていただいておりますのが、ノーリリースありがとう券というものを作成してございまして。これは外来魚を持ち込んでいただいた場合に、500グラムごとに50円のありがとう券1枚をさしあげると、

こういった取組を進めております。

こうした結果、平成15年度におきまして、約25トンのブラックバス、それからブルーギル、県民等の協力で回収されたところでございまして、さらに昨年度におきましては、約40トンが持ち込まれたところでございます。

滋賀県内におきましては2001年現在で、ブラックバス、ブルーギル等の総量が約3,000トンいるといったデータがあるところでございますが、その3,000トンのうち、昨年度は約40トンの回収ということになるかと思えます。

さらにでございますが、こうした取組に加えまして、滋賀県では特に水産課サイドにおきまして外来魚駆除事業を別個進めております。こちらの方は昨年度約400トン回収したところでございまして、トータルで昨年度、約440トンの回収を進めたところでございます。

釣り人からの協力は、漁業者の協力の約10分の1でございますが、純粋にボランティア的に取り組んでいただいているということをお考えすると、相当な量ではないかと私どもとして考えております。

その成果でございますが、2001年現在で約3,000トンいたと思われまますブラックバス、ブルーギルの総量が、平成16年度の試算によりますと、約1,900トンにまで減少していると、こういった成果が得られているところでございます。

その次のページをご覧くださいいただければと存じますが、資料の9ページでございます。若干字が小さくて見難くて恐縮でございますので、より詳しくは答申の冊子の35ページから36ページにて同じ資料がもう少し大きな字の形で出ておりますので、こちらをご覧くださいいただければと存じます。

これまで滋賀県では主に生物の生息・生育環境の保全再生を琵琶湖と中心として取り組んできたところでございますが、お手元の冊子の35ページの真ん中よりやや上にございますように、約500種ぐらいの野生動植物が絶滅の危機または非常に数が少なくなっていると、こういったデータが得られているところでございます。さらにその後の県の調査によりますと、2004年10月現在で、この500種の数が大幅に増えそうだという調査結果が得られております。

こうした状況を踏まえまして、昨年10月に知事の方から、今後の生物多様性の保全を図るための措置のあり方についてご諮問いただき、今年の4月に答申を頂いたところでございます。

県ではこの結果を踏まえまして、現在、生物多様性の保全全般を対象にした新たな制度的枠組みについて、条例の制定も視野に入れて検討を進めているところでございます。

以上、駆け足で恐縮でございますが、私からのご説明は以上とさせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

続きまして、市町村の取組として、里地里山保全等に大変熱心に取り組まれておられます、神奈川県秦野市からご報告をいただきたいと思っております。

秦野市環境農政部長の高橋様、よろしくお願いいたします。

【秦野市】 皆さんこんにちは。秦野市の環境農政部の高橋と申します。今日は里地里山保全再生の取組ということで、資料4-5、ここに概要版がございます。これとパワーポイントを使いまして説明をさせていただきます。

まず、本題に入る前に、バックグラウンドとしての秦野市の地域特性について簡単に触れていきたいと思っております。

秦野市は昭和30年に市制を施行して、今年で満50年。当時は葉たばこ栽培に代表されます、人口5万人の農業中心の町でしたが、現在16万8,000人、神奈川県県央西部の広域拠点都市として、丹沢の玄関口としてご存じの方も多いかと思っております。市域の面積は103.61平方キロ、約半分の55平方キロを森林が占める、県内唯一の盆地であります。

市の地域特性として、その一つですが、地下水と市民との係わりが挙げられます。この秦野盆地は地下構造が丹沢から流れ込む雨水をため込む天然の水がめになっています。推定貯水量は約3億トンで、芦ノ湖の約1.5倍ということになっております。従いまして、現在の水道水源の約7割というのは地下水に頼っているわけですが、その歴史をたどってみますと、明治12年まで秦野市の中心部、旧曾屋村というところでは地下水を用水路で導き生活用水としていましたが、コレラの発生を契機といたしまして、明治23年3月、横浜、函館に次いで3番目の近代水道を敷設いたしました。

これら豊富な用水は、その後、昭和60年に名水100選として選定されましたが、平成元年に有機塩素系科学物質に汚染されていることが判明し、大きな問題となりました。

そこで平成6年には、地下水汚染の防止及び浄化に関する条例というのを制定しまして、事業者みずからの費用で汚染調査、浄化事業をする一方で、市は人工透析の装置を開発しまして、流動する地下水を吸い上げ、浄化し、還元する手法により、定期的に浄化した結果、平成16年1月には、故事来歴のある弘法の清水の復活宣言をするに至りました。

地域特性の2つ目というのが丹沢であります。神奈川県は丹沢大山総合調査、ご承知のことかと思っておりますが、実施しておりますとともに、平成9年からは水源の森づくり事業に着手いたしまして、丹沢山地の水源地域の私有林を対象といたしまして、水源分収林協定などにより公的管理を進める取組を行っているところであります。

これら県の動きに合わせまして、秦野市では水源の森づくり区域外の里山を整備するために、平成11年に森林づくりマスタープランを策定しまして、市民参加による森林づくり事業として、ボランティアによる里山づくりを推進しているところであります。平成15年の里山管理状況等の実態調査によりますと、里山の総面積約14平方キロのうち、10平方キロの管理が不十分であるとの結果がでました。今後、新たな財源を確保しながら、

実施計画を再構築し、事業拡大に努めていく予定であります。

地域特性の3つ目、農業と自然との係わりであります。丹沢のふもとの扇状地では、今から50年ほど前まで、鹿児島国分、水戸水府と並び称される日本三大葉たばこの秦野葉が栽培されておりました。そのたばこ栽培も昭和50年には300年の歴史に幕をおろし、今ではたばこ祭りとして唯一その歴史を伝えているところであります。

当時、葉たばこの栽培に欠かせないものとして、里山の落ち葉を集め、苗床の肥料に、また伐採した木はたばこの葉を乾燥させる燃料、まきとして活用し、管理の行き届いた雑木林が季節を彩り、伝統的な農村文化として自然界との調和を図ってきました。

このような先人たちの営みの歴史を持つ地域であります。現在、秦野の農業者の抱える深刻な課題がございます。1つ目は、有害鳥獣による農作物被害です。その対策として、市内24キロに及ぶ広域獣害防止柵を設置いたしましたが、河川、林道などからけものが出入して、その効果を十分果たしていません。

さらにヤマビル被害です。今のところ健康被害はありませんが、ヤマビル被害は鳥獣被害以上に営農意欲の減退につながるため、早急な駆除対策が望まれるところですが、水源への影響が懸念されるため薬剤散布に踏み切れない状態にあります。

3つ目は、農地の荒廃化と後継者問題です。農振・農用地約750ヘクタールのうち、1割の76ヘクタールは遊休荒廃化している状況にあります。農業従事者の約53%が65歳以上であり、今後さらに減少することが確実であります。

それら対策の一つとして、都市住民や定年帰農者など、農家以外の市民を超えた荒廃農地解消対策や新規営農者の確保、育成対策も視野に入れて現在取り組んでいるところであります。

このような背景のもとで、環境省のモデル事業に取り組んできたわけですが、里地里山づくりの基本的な考え方、これをまとめますと次のようになるとおもいます。

秦野固有のもので、葉たばこ栽培で培った農村文化の象徴である管理された里山と周辺農地の原風景を、農業者の意欲と市民やボランティアの熱意・力を借りて再現することにより、希少動物の保護、資源としての地下水保全、鳥獣被害の減少、荒廃化した農地、山林の再生など、秦野市の取り組むべき多様な施策に有効に機能するとともに、市民が主体となったまちづくりを推進するということになります。

平成11年以降、秦野市では19の団体が里地里山保全再生に向けた活動を展開しています。それら団体は活動を通じて、地元農業者、地権者との係わりを形成してきましたが、活動手法の相違によりまして、地元住民の受け入れ意識が大きく3つに分類されます。

その内容については、お手元の資料の15ページをご覧くださいと思います。ここでは説明を割愛させていただきます。

これらの活動内容と地元住民の反応を見定めて、課題を整理すると、その地域に潜在する社会的慣習、地域の文化や生活を無視してはならないということになるかと思えます。

地元住民の合意形成、これを最優先課題として、地元行政として橋渡しの役割を果たすことが重要であるというふうに認識をしているところであります。

いずれにせよ、モデル事業成否のかぎは、里地里山保全再生事業を市民活動、社会活動として定着させることにあります。そこで秦野市では、次の3つの視点から推進組織を整備し対応してきました。

まず第1に、農業者や山林管理者に荒廃した里山、畑、田んぼを復元することの必要性について理解を求め、さらにみずから管理できないときは、都市住民のボランティア活動を容認してもらうことに主眼を置いて、市内を4地域に分割し、それぞれの農業者、森林管理者、まちづくり委員会、ボランティア団体の代表で構成する地域単位のメンバーによる意見交換を行ったこと。

第2に、ボランティア活動団体に対する支援の面ですが、常時活発な活動を展開している11のボランティア団体で構成する里山ボランティア連絡会を組織し、農業者や市に対する提案の場を設け、地元との融和策をさぐる一方で、団体相互で意見交換を行いまして、ボランティア活動の活性化を促していること。

第3といたしまして、市の行政の他分野の施策との整合を図る。つまり、横断的連携を保つために、関係11課で構成する庁内検討部会を組織し、中間報告や意見交換に努めていることでもあります。

ことし8月2日に第3回目のモデル事業懇談会が開催されまして、地域戦略の素案が決定すると同時に、この17年度後半は地元農業者の意見を反映した試行事業を実施することになりました。今、パワーポイントで掲げてありますとおり、5つの事業をすでに終了し、今後さらに5つの事業を行う予定であります。

これらの試行事業については一部の地区、上地区という場所ですが、この地区に事業が集中しております。この上地区は、地域全体の9割が市街化調整区域でありまして、人口も減少し、さらに高齢化が進んでおります。また、そこには観光施設や公園等の都市施設もなく、さらに交通の便も悪く、市内の他の地区に比べて経済的に自立できる環境にないことが特徴として挙げられます。

このような特性を踏まえて、有害鳥獣をなくすためには、行政に対して対策を求める一方で、ボランティアの力を借りて、農業者みずから荒廃した里地里山に手を加え、復元する必要があること。また、経済的な自立を促すためにも、ボランティアとの交流を深め、協働で里地里山を復元することによりまして、豊かな自然環境を生かした都市住民を引きつける魅力のみずからつくり出すことなど真剣に議論を交わしました。

その結果、10月上旬には、地元住民主導型の上地区里地里山保全再生モデル事業運営協議会を発足いたしました。今後、これらの試行事業や推進組織を市民全体に、また他の地区の農業者にPRし、市民参加を促すとともに、農業者の意識啓発に努めていきたいと考えております。

最後にまとめですが、まず環境施策と市民負担ですが、地方分権の時代とは言うものの、依然として厳しい財政環境下、市民が求める総合的な施策をより有効に展開するためには、それぞれの行政分野で市民と行政との役割分担を明確にする必要があります。この大事業でやる里地里山保全再生事業を進める上で、原点に立ち返り、市民と行政が協力し、智恵を出し、汗を流し、働くことを再確認し、市民にも負担を求める、いわゆる協働利用まちづくりの原点を市民に理解をしてもらうことではないかと考えます。

市町村における環境施策というのは、市民との協働を基本とする事業が非常に多いわけですが、そのもとをたどれば、その多くは本来人間の責務として行うべきことを長い時間かけて放棄してきた反動ではないかというふうに考えています。前段で触れたように、秦野には自然環境とのかかわりの中で、先人たちが智恵と技術と汗でつくり上げたものが形を残し、または生活文化として受け継がれています。

今後、地元住民との合意形成、融和を最優先課題としまして、この今紹介いたしました上地区の取組を全地域に発信し、首都圏近郊の地の利を生かして、市民、ボランティア、行政が一つになって努力を尽くしていきたいというふうに考えております。半世紀の空白は、今後半世紀をかけて取り戻すことになろうかと思えます。その継続性を担保するために必要なことは、地域住民やボランティアと話し合い、直面する課題に立ち向かい、一緒に汗を流すことではないかと思えます。

里地里山保全再生モデル事業は今後、地域戦略を確定し、フィールド登録、ボランティア登録、研修、情報発信など、本格的な取組を展開していくこととなります。引き続き国、県が何らかの形で関与いただけることをお願いし、最後に地域住民、市職員と一緒にあって、朝早くから夜遅くまで奔走いただいた竹田さんを始めとする里地ネットの皆さんに心から感謝をし、私からの報告を終わります。ありがとうございました。

【熊谷部会長】 秦野市さん、ありがとうございました。

大変短い時間の中、要領よくご説明をいただきました。ありがとうございました。

これで予定いたしました国からの報告と地方公共団体からのご報告をいただきました。

ただいまご報告いただきました件について、ご意見あるいはご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

なお、次回の部会におきまして、生物多様性保全に関する今後の施策の方向について、改めて十分な時間をとらせていただきたいと思います。ただし、それについても、もしこの場でご意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、どうぞご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【大井委員】 今までのお話を伺いまして、本当に感慨深いものがございました。私が申し上げたいことは、これは枠組みのことでありまして、環境省は今まで文科省との接触もあったらうと思いますが、文科省の関与をもっと積極的にしていただきたいということで

ございます。その理由を申し上げますが、真理的に申しますと、環境省の目標というのは、人間は生物として自然生態系の中にいると。そして生態系を離れて生存できないというような意識を持たせるとのことだと思えます。つまり、生態系は自分の家であって、それが思っているのとそれを何とか保守しないといけないという。現在、私たちは普通、人間と自然とを対比させて考えております。自然は守るべき対象だと、そういうふうに考えるわけですが、それはあくまでも自然と人間とは自分と他者との関係であって、自分が自然の中にいる、生態系の中にいるという、そういう意識ではないと、これははっきりしております。

私は臨床医でございますが、コミュニケーションという意味において、いわゆる情報共有型のコミュニケーション、皆さんどうぞ行動を改めていただきたいというような、情報を共有するようなコミュニケーションというのは、これはあまり効果的ではございません。私は今日、お話をいろいろな方から伺いましたが、おそらく100聞いたうちの1か0.5くらいしか覚えていないなと思うんですね。ところが、情動共有型のコミュニケーションというのがございます。これは例えば、滋賀県の方がおっしゃいましたけれども、琵琶湖の水はまるで手ですくって飲めるような、清らかで満々としてという、こういうような話を伺いますと、これは耳について離れていかないわけなんです。これは情報というよりは情動を動かしたからで、例えばまた、何か罰則を設けて違反行為を取締まるということもありますけれども、これはべらぼうな罰金を科すということは、いわゆる違反者に対するある種の情動を引き起こす策で、これはものすごく損だと思ったら恐怖のためにあまり悪いことをしないと、そういうようなことであります。

しかしながら私が今日、滋賀県と秦野市の方々の話を伺いまして感じましたのは、その土地の方々は大自然なり小なり、さっき言いましたように、自分はこの生態系の中にいるんだという、そういう意識を持っている。琵琶湖は我々の琵琶湖であって、私の家の湖だと、そういう感覚ですね。秦野市もやはりこれと同じような、清らかな水を自然からもらっている。それによって我々は生かされているんだという、そういう感覚が非常にはっきりしている。これはつまりどういうことかということ、体感的なコミュニケーションというものが出ている。つまり体感的というのは、これは言葉では言えませんが、その中に入っていったしみじみとそうであるという、そういうふうを感じるようなものです。自然保護に実際にかかわる方々というのは、今までの例を見ますと、全てこういう体感的なコミュニケーションというものを自然と行っている方々であると思うんです。ところが、聞きますと、今の若者たちは非常に自然とか生態系、そんなものに対しては無関心である人が多い。ということは、つまり私たちの国において、そういうような体感的なコミュニケーションというものが自然との間に行われていない若い世代がどんどんふえているんだと、そういうことになります。したがって、私は最終的には子供に生態系の中に自分がいるのだと、生かされているんだという実感がない限りは、情報共有型を中心とした教育と

というのは、効果は非常に限られているんじゃないかと、そのように思うわけです。したがって、今後はこういうようなことには、まず文科省にどっぷりと関与していただいて、そして次の世代に体感共有的なコミュニケーション、自然とのコミュニケーション、それを与えるようにしていただかないと、今のままではいくら情報をたくさん与えても人は動かないのではないかと、そういうふうに思うわけでございます。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。今のご意見に対して、もし何かございましたら。

【南川自然環境局長】 ありがとうございます。最近でございますけれども、文化財保護法が改正されて、棚田などについて、そういう文化的景観について文化財として扱うということもございまして、全体的に文科省、文化庁、こういった問題について取り組んでいただいているというふうに感じております。それから、省庁関与については、文化財保護法の一部改正がありまして、環境省とのかかわりも条文条項ができています。できるだけ連携を深めていきたいと思っています。

それから、もう1つご指摘がございました、子供、あるいは若者について、自然との体感的コミュニケーションが不足している。それがベースにならないとなかなか発展していかないというご指摘でございますけれども、幸い環境関係は教育を推進する法律というものができております。これは私どもも文科省と一緒にやってこういことを進めようということでございまして、ぜひ十分な連携の下に施策を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

【熊谷部会長】 それでは他にご意見なり、では大澤委員、お願いします。

【大澤委員】 具体的な保護の施策なんかについては次回やられるということなので、あまり細かい質問はしないようにしたいと思うんですけれども、次回に向けてちょっと環境省としてのお考えを整理しておいてほしいことがありまして、一応1から3までの危機ということで対応の施策をいろいろ検討されていると思うんですが、大体伺っていると、これから例えば大事なところはどうやって保全していくとか、あるいは、ちょっと具体的に言いますと、第1の危機に関してはあまり具体的な施策がないように思うんですけれども、一応大事なところはどこかみたいなことを見つけ出すようなことはあるんですけれども、実際にはいろんな開発行為がそこに加わって壊れていくということが第1の危機なわけですから、そうすると情報整備とかそういうところでも、大事なところを見つけるという作業と同時に、そこにどういうふうな開発行為がかかわってくるのかという辺りをきちっと整理しておかないと、あまり実効性がないんじゃないかと思うんです。国際的にもいろいろ保護区のことについてはマネジメントガバナンスというようなことが問題になっていまして、指定はしたけれども、開発部局については全然それを考慮せずに計画を立ててしまうとか、そういうことが往々にしてあるわけです。ですから保護部局が一生懸命やるのはいいんですけれども、例えば国交省とか農水省とかの内部的な体制として、守るほ

うと開発部局との連携をどうするのかとか、ちょっとそういう具体的な話をなるべく聞かせてほしいというふうに思います。

それから、保護区についても日本の保護区のリストというのが、国連のリストであるとかIUCNの保護地域のリストが、CDとかwebサイトとかでも、一般の人が十分見れるような形で提供されているんですけども、日本の保護区については非常にリストが不完全なんですね。国立公園が数個しか載っていなかったり、IUCNのいろんなカテゴリがあるんですけども、それとの対応づけがほとんどできていないとか、いろいろ外国の人が見たら、日本の保護区ってどうなっているんだろうというふうに思うぐらいにめちゃくちゃなんです。ですから、そういうところもきちっと整理をしていくようなことが、環境省の内部でも必要なんだろうというふうに思います。

それから、第3の危機なんかについても、大体水際での阻止ということが非常に重要だというようなことを、結果として今お話しされた中で出てきているわけですけども、そういうときに植物防疫と言いますか生物防疫と言いますか、検疫との関係なんかはどういうふうの実効性を持たせてやっていけるのかとか、そういうことについて、ぜひ次回にはそういう具体的な、今日お話しされたような重要な点についての環境省としての施策といえますか、そういうことについての方向性をぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

【熊谷部会長】 今のご意見に対してはいかがでしょうか。

【南川自然環境局長】 まず、webサイトの件はやや不十分な点がありますので、逐次やってまいります。徐々に国際的な評価にも耐え得るようにしていきたいと思えます。

それから、開発と保全の部局内の問題については、またできれば次回に国交省があるいは農水省からご説明いただきたいと思えます。

あとは、水際の対策についても、資料を別途整理いたします。

【熊谷部会長】 それでは大塚委員、お願いいたします。

【大塚委員】 今、大澤委員がおっしゃったこととも関係しますけれども、3つの危機のうち第1の危機について、これは基本的に保護区の話になっていると思うんですけども、開発行為との関係で、環境影響評価の問題というのがもう少し取り上げられてもいいのかなというふうに思っております。

それから第3の危機については、先ほどご説明があったように、外来生物法ができてずいぶん新しい対策がとられていると思ひまして、大変結構なことだと思ひますが、種の指定についてもかなりスピーディーに指定されてきていて大変結構だと思ひしておりますが、先ほど名執課長からご説明のあったところで、ちょっと一つ細かいことでお伺いしておきたいんですけども、クワガタの話とかについてご説明いただきましたけれども、これは現在例えばクワガタについて仮に指定した場合に大量遺棄の被害の発生が懸念されているというご説明がございましたが、これは経過措置をつけているということを普及啓発すれ

ば、こういう問題がすぐに起きるのかということに少し疑問がありますけれども、クワガタとか、あるいは条件が整っていないといわれているミドリガメとか、アカミミガメとか、まだ検討の余地があるものはたくさんあると思いますので、いろんな障害があると思いますけれども、指定の方向に向けてぜひご検討いただければと思っております。以上でございます。

【熊谷部会長】 それでは、名執課長にお願いしたいと思えます。

【名執野生生物課長】 今、特に外来クワガタの関係でございますけれども、先ほどの専門家会合のうちの昆虫類の分科会でいろいろ議論があったんですが、外来クワガタについては日本の在来種との交雑事例がまだ1件か2件ということで、科学的に我が国の生態系に被害を与えているかどうかということがまだ十分ではないということで、さらに科学的知見を集めなければいけないという状況です。一方で外来クワガタが、カブトムシとあわせて50万頭くらい輸入されているんですけれども、これを飼っているのはほとんど子供たちで、その子供たちに対して飼うことの許可を得るとするのはまず現実的に難しいのではないかと、多分指定するとみんな放してしまうのではないかと、放すことによる我が国の生態系への影響の方がずっと大きいというふうに考えられるので、まずその普及啓発を始めることが大切だと。そんなことで継続的に検討していくということになっております。

【服部委員】 すみません、一々答えてもらっていると時間がなくなってしまうので、質問があれば次回に回して、こちらの方の意見だけ言うようにしたらどうでしょうか。

【熊谷部会長】 いかがでしょうか、今、服部委員の方から、時間的な制限もあるのでまずご質問をいただいて、その後で次回にお答えいただくなり何なりさせていただくものと、この場でお答えするものと、そういう整理をさせていただいてよろしいでしょうか。それでは、ご発言のある方はネームプレートを立てていただければ順次ご質問をお受けします。それでは鷺谷委員。

【鷺谷委員】 かなり個別のことに関する意見なんですけれども、自然環境の情報における各省連携のお取り組みでご検討なさった結果を説明いただいた点なんですけれども、GISで情報を重ねられますということが強調されていたような印象なんです、それはデータのフォーマットがどうなっているかを検討したり、どういう調査が行われているかということをしっかり把握する上で意義があったと思うんですけれども、データを重ねるということに関しては、科学的に意義があるのか。それは慎重にさせていただかないといけないと思いました。重ねることによってむしろ科学的な意味を失うこともあると思うんですね。と申しますのは、どのような成熟評価においても、そこで取得されるデータというのは、調査書でのGIS上と手法と調査努力に依存する、調査努力というのは何時間見たかとか、何回網を打ったとか、そういうようなことなんです、依存しているわけです。もしそれと違う調査でここにいたここにいないということを重ねてしまいますと、まったく形態的

な比較ができなくなってしまうので、同一の調査ではそれらを一定にすることによって時間的、あるいは空間的に比較することを可能に、標準化をして比較できるように保障しているわけですね。それが違うものを重ねるとその努力がなくなってしまうということです。それで連携に向けてはむしろ、調査のデータを比較する部分で標準化できることは標準化するように各省でお話し合いを進めていただくことの方が意味があると思いますので、その点だけ申し述べておきたいと思います。

【熊谷部会長】 他にご発言の方。では服部委員、その次に速水委員、それから増井委員という順で。

【服部委員】今の鷺谷委員に関連してなんですけれども、私はむしろ重ねてあることに意味があると思っております、非常にこれはいいデータになるのかなというふうに思います。別々にやればいいので、鷺谷委員のは重ねるのはかえってまずい面があるんじゃないのかというお話だったんですが、私は重ねることによって非常にいい情報が得られるのではないかなというふうに思ひまして、貴重な情報を得ることができるのではないかと。さらに、先ほど大澤委員の意見がありましたが、情報を集めるのに、このほかに気象庁の方の風向とか温度という情報は入らないのかなと。風の道というのが最近街づくりなんかでよく言われるんですけれども、風なんかの道をふさぐことによって、建物によってふさいじゃうというようなことで生態が変わってくるというふうな逆の面がありまして、非常に影響があるような開発はやめるといふようなことが重要になってくるのではないかと。したがって、気象状況みたいなデータがこれに入らないかなというふうなことを期待したいと思います。これは要望です。以上です。

【熊谷部会長】 それでは速水委員、お願いします。

【速水委員】 滋賀県と秦野市の取組みの中で、農業者が、あるいは農地を内水にもう一度再生するとか、あるいは農業地の協力を仰ぐということで、農業者が自然再生、あるいは自然保護に取り組むというのは大変すばらしいなと思って聞かせていただいたんですが、それは1つの意見といたしまして、NPOのいろんな協力の中で、森林関係あるいは里山関係との関係が多いのですが、主に比較的年配の方の活動が比較的継続的にやられているような例があるんですね。そういう方々が一度そういう中に参加しますと、比較的長い間経験を積みながら活動を続けるんですが、実は学生レベルの森林関係のNPO等が比較的数量があるんですけれども、その方々とのお付き合いをしていますと、どうしても学生の場合途切れてしまうんですね。常に知識が、あるいは活動が深まることなく、表面的にずっと走ってしまっているようなところがあって、その辺をうまくリードしてあげれば、学生レベルで、先ほどの大井先生の話じゃないんですけれども、経験を積みせるとか、いろんな心に響くところを持たせるようなチャンスがあるんじゃないかというふうに思ひまして、NPOの中でも学生を中心としたNPOと、一般の比較的高齢者が中心となって動いていくNPOの扱い方をどうしていくかということは、少し分けて考えていくと非常に効果が

出てくるのではないかなというふうな気がしております。以上でございます。

【増井委員】 これはお願いのようなものなんですけれども、希少動物の保護において、環境省と文化庁が共同で事に当たるといのは大変喜ばしいことで、嬉しく思うんですけれども、日本の中では軍事基地みたいのがあって、なかなか日本だけではうまくいかないような、例えば沖縄のジュゴンの問題とか、ここに直接出ているわけではないんですけれども、そういうものがあるって、結構、米軍の軍事施設の方にはそういう自然保護とか希少動物の保護に対応する部署があるというふうに、ちょっと文化庁の方の会議でも話題になりまして、向こう側から言わせると、非常に興味を持っていろいろしようと思ったのだけれども、日本の方から一向に働きかけがないのでただ待っているだけのような状況になっているんだというお話なんです。日本の防衛庁の方には、寡聞にしてあまり環境保全とか希少動物の保護についての部署があるという話は聞いていないんですけれども、特殊な事情を抱えている地域の保全活動を推進するのに、やはり環境省や文化庁の方からも、防衛庁の方にも働きかけていただくことが必要なのではないかとこのように思いますので、そのようなこともお願いしたいと思いました。

【熊谷部会長】 他に何かご意見、ご質問ございますでしょうか。では石井委員、お願いします。

【石井委員】 簡単にしたいと思いますが、本日は点検結果ということで、いろいろな取組み行われているということがわかって、強い印象を受けたんですが、実際は取組みが行われて何かやはり現場で成果が上がらなければいけないわけです。できたら本日のご説明のように、こういう問題についてはこういう取組みをしているというところから一歩進んで、こういう成果が上がっているということをは何か具体的な数字みたいなもので、全部数字で表すことができるとは思いますが、そういうことを考えていただきたいというふうに思います。それで、取組みが始まったばかりのものについては、そんなにすぐに結果が出ないでしょうけれども、もう長いものもありますから、そういうものについては取組みの結果こういうことが改善されたとか、あるいはプラスに行かなくてもマイナスの勢いが鈍ったとか、そういうことがわかるような整理の仕方とかデータを示していただけるといいなというふうに思いました。

【熊谷部会長】 特に何かご専門の立場から知りたいというような内容はございますか、今の観点で。

【石井委員】 例えば、里地里山が荒れているというようなお話がよくあるんですけれども、一体どのくらいの面積がそういう状況にあるのかとか、滋賀県とか秦野市の例で少し数字が出てきましたけれども、そういうものが示されて、そのうちこのくらいの範囲で取組みが行われているとか、このくらいが改善されたとかというようなことが見えてくるんですね。問題の大きさというのももっとよくわかるような気がしますので、例えばそんなことをしていただければと思います。

【熊谷部会長】 それでは、浜本委員、よろしくお願いします。

【浜本委員】 次回のときに多分お話があるのではないかとお考えですが、第3の危機のところ、特定外来種のものに割と限定されて、今回お話がとても進んでいるような気がします。この第3の危機のところには国外又は国内の他地域からの野生生物の移動ということが書いてありまして、これがあまり問題視されていないのかなという感じを受けております。これは第2の危機のところの里地里山の田園自然再生などを進めていく場合、ホタルだとかメダカだとかの移動やそこでのあぜ道の管理などに使われます植物などにも、もともとその地域になかったものを、少しも罪の意識を感じることなく移動してそこで再生を進めているという事例が全国的に多々見られます。私、鹿児島なのですけれども、鹿児島のように島を抱えておりますと、そこにもともといなかった生き物をペットとして持ってきて、里山にいる生き物だからといって普通に放してしまって問題になった屋久島のタヌキのような、そういう事例が実はたくさん出てきているのではないかとお考えしますので、その辺りの国内の動植物の移動についても、ぜひ詳しいデータなどに基づいて触れていただきたいというふうに希望いたします。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。一応、予定されている時間が12時ということで伺っていますが、始まりが10分ほどおくれましたので多少は伸ばさせていただきますが、いかがでしょうか、何か。よろしいですか。では和里田委員で最後にさせていただきます。よろしいでしょうか。

【和里田委員】 今のお話にも関係するんですが、この進捗状況、その他いろいろ示しておられるんですが、みんながついていて非常にうまくいっているというような印象なんです。相当いろんな課題を抱えている事項がたくさんあるんだろうと思うんですが、それらについてやはり整理して、その解決への示唆みたいなものをしていく必要があるんじゃないかと。環境省も出先が相当充実してきているわけですから、その出先のそれぞれの皆さんが把握したものなど、あるいはまた地方自治体も先ほどアンケートをするわけにはいかないという話があったんですけれども、自治体の活動その他もそういう形で、出先の方で相当把握できると思いますので、そういう部分も含めてこの中に入れていただくということが必要であると思います。それから、いろいろがついているものも充実したとか改正したとかいろいろなお話もありましたけれども、そういうものは少し工夫していただいて、マークを にするとか何かいろいろしていただく、その辺の濃密さが出てくるのではないかと思います。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。まだいろいろご質問もおありかと思いますが、次回、できるだけご議論をいただく時間をとらせていただきたいというふうに思います。

それから、本日ご質問をいただきました点については、事務局の方で整理していただいて、次回に冒頭でお答えできるものはお答えすると。あるいは施策の中でお答えできるものはそのときにお答えするというふうにさせていただきたいと思います。

ただ、地方公共団体の方からは、今日しかおいでにならないので、先ほどの滋賀のNPOの学生等について、もし何か言いたいことと申しますか、NPOについての何か報告がございましたら、あるいは秦野市でも結構ですが。委員の方々のご発言に対し、何か参考になるようなことがございましたら結構ですが、なければ。特によろしいですか。

それでは、ありがとうございました。本日の合同部会はこれをもって閉じさせていただきます。

次回の部会では、先ほどお話がありましたように、生物多様性の普及啓発に関する取組及び地域における取組の推進についてご報告いただいた上で、国家戦略の実施状況の点検結果及び今後の施策の方向に関しての審議を中心に行いたいと思います。

なお、本日の各委員からの意見等に関して、補足的な説明があれば、これについても次回説明を受けたいと思います。

それでは、以上をもちまして合同部会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日は長時間ありがとうございました。あと1点だけお知らせをさせていただきます。

次回の合同部会ですけれども、1ヶ月後、11月29日火曜日、本日同様に10時から12時まで、場所もこの「はごろもの間」で行うことにしておりますので、出席のほどよろしく願いいたします。

なお、参考資料として、会議の冒頭でもお知らせしましたが、お配りしております国家戦略の冊子、第1回、第2回の点検結果の冊子につきましては、そのまま机に置いていただきまして、回収させていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

あと、委員の方のみとなりますが、自然再生という本を置いてございますけれども、これにつきましてはお持ち帰りいただいて結構でございます。よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

